（外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第二条の規定による改正後の外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（以下「新外債府令」という。）第一号様式、第二号様式の二様式、第二号の三様式、第四号様式、第九号様式（新外債府令第六号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）及び第十号様式は、適用日以後に提出する通知書（金融商品取引法第四条第六項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する通知書をいう。以下この条及び附則第六条において同じ。）、有価証券届出書、有価証券報告書及び発行登録追補書類について適用し、同日前に提出される通知書、有価証券届出書、有価証券報告書及び発行登録追補書類については、なお、従前の例による。

第五条　適用日前に提出した発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書（金融商品取引法第二十三条の四（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する訂正発行登録書をいう。以下同じ。）を含む。）に係る発行登録追補書類を適用日以後に提出する場合において、当該発行登録追補書類を新外債府令第九号様式により作成するときは、同様式記載上の注意中「当該事項の記載を省略することができる」をあるのは「当該事項の記載を省略することができる。なお、この場合であっても、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(13)の1に準じた記載を省略することはできない」に読み替えるものとする。

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第三条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（以下「新特定有価証券開示府令」という。）第一号様式（新特定有価証券開示府令第二号の二様式、第二号の五様式、第三号様式、第三号の二様式、第三号の三様式及び第三号の四様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第一号の二様式、第一号の三様式（新特定有価証券開示府令第二十三号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第二号様式（新特定有価証券開示府令第二十四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第四号様式、第四号の二様式、第四号の三様式（新特定有価証券開示府令第二十一号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第四号の三の二様式、第四号の三の三様式、第四号の四様式（新特定有価証券開示府令第二十二号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第四号の四の二様式、第五号様式、第五号の二様式（新特定有価証券開示府令第二号の二様式、第五号の二の二様式、第五号の二の三様式、第五号の三様式及び第二十一号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第五号の四様式（新特定有価証券開示府令第二号の四様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第五号の五様式（新特定有価証券開示府令第二号の五様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第六号様式（新特定有価証券開示府令第三号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第六号の二様式（新特定有価証券開示府令第三号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第六号の三様式（新特定有価証券開示府令第三号の三様式及び第六号の四様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第六号の五様式（新特定有価証券開示府令第三号の五様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第六号の六様式（新特定有価証券開示府令第三号の六様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第十五号の三様式及び第十六号の三様式は、適用日以後に提出する通知書、有価証券届出書及び発行登録書について適用し、同日前に提出される通知書、有価証券届出書及び発行登録書については、なお、従前の例による。

第七条　適用日前に提出した発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書（金融商品取引法第二十三条の四（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する訂正発行登録書をいう。以下同じ。）を含む。）に係る発行登録追補書類を適用日以後に提出する場合において、当該発行登録追補書類を新特定有価証券開示府令第二十一号様式から第二十二号の二様式までの様式により作成するときは、同様式記載上の注意中「当該事項の記載を省略することができる」をあるのは「当該事項の記載を省略することができる。なお、この場合であっても、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(13)の1に準じた記載を省略することはできない」に読み替えるものとする。

（証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第八条　第四条の規定による改正後の証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令は、平成二十二年十月一日以後に提供又は公表する外国証券情報（金融商品取引法第二十七条の三十二の二に規定する外国証券情報という。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に提供又は公表する外国証券情報については、なお従前の例による。

府令・省令

○内閣府令・財務省令第三号

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）の規定に基づき、銀行等保有株式取得機構に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年九月十五日

内閣総理大臣　菅　直人
財務大臣　野田　佳彦

銀行等保有株式取得機構に関する命令の一部を改正する命令

銀行等保有株式取得機構に関する命令（平成十三年内閣府令・財務省令第十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第一号イ中「指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。）」を「信用格付業者（金融商品取引法第二条第三十六項に規定する信用格付業者をいう。）」に、「一の指定格付機関」を「一の信用格付業者」に改め、同号ロ中「準指定格付機関」を「準信用格付業者」に改め、同号ハ中「指定格付機関による」を「信用格付業者による」に、「準指定格付機関」を「準信用格付業者」に、「一以上の指定格付機関」を「一以上の信用格付業者」に、「一の指定格付機関」を「一の信用格付業者」に改める。

第二十条の五第一項第一号イ中「指定格付機関」を「信用格付業者」に改め、同号ロ中「準指定格付機関」を「準信用格付業者」に改め、同号ハ中「指定格付機関による」を「信用格付業者による」に、「準指定格付機関」を「準信用格付業者」に、「一以上の指定格付機関」を「一以上の信用格付業者」に、「一の指定格付機関」を「一の信用格付業者」に改める。

第二十条の十第一項第一号イ中「指定格付機関」を「信用格付業者」に改め、同号ロ中「準指定格付機関」を「準信用格付業者」に改め、同号ハ中「指定格付機関による」を「信用格付業者による」に、「準指定格付機関」を「準信用格付業者」に、「一以上の指定格付機関」を「一以上の信用格付業者」に、「一の指定格付機関」を「一の信用格付業者」に改める。

第二十条の十六第一項第一号イ中「指定格付機関」を「信用格付業者」に改め、同号ロ中「準指定格付機関」を「準信用格付業者」に改め、同号ハ中「指定格付機関による」を「信用格付業者による」に、「準指定格付機関」を「準信用格付業者」に、「一以上の指定格付機関」を「一以上の信用格付業者」に、「一の指定格付機関」を「一の信用格付業者」に改める。

第二十条の二十三第一項第一号イ中「指定格付機関」を「信用格付業者」に改め、同号ロ中「準指定格付機関」を「準信用格付業者」に改める。

附　則

この命令は、平成二十三年一月一日から施行する。